

条文の分析と7・12政府答弁の批判

共謀罪ってなに？

【増補・改訂版】

市民団体、労働組合、企業に牙をむく共謀罪
警察に国家支配の力を与える現代の授權法

海津正和



発行：逮捕令状問題を考える会

〒135-0002 東京都江東区住吉2-27-1

TEL/FAX 03-3633-1954

E mail reijo@mx4.mesh.ne.jp

サイト <http://www2s.biglobe.ne.jp/~reijo/index.html>

第1章

すべての市民・団体を 犯罪者視する共謀罪

共謀罪導入法案を、政府は再び国会に提出しました。与党議員からも修正の声が出ているにもかかわらず、政府は今特別国会で強引に成立させようとしています。仮に修正があってもそれを質疑する時間ありません。共謀罪の完全廃案のために、共謀罪の反人権性について国会審議を待つことなく明らかにしていきましょう。

“市民団体などが対象” 示す共謀罪の構成要件

国会審議の中で、法務省は、共謀罪が対象とするのは犯罪組織のみであって、一般の市民団体や労働組合などに適用されることはないと繰り返しています。

しかし、法律要件（原因）があれば法律効果（結果）が生じるのが法律です。刑法では原則として、ある行為が犯罪構成要件にあてはまれば犯罪として刑罰が科せられます。では、共謀罪の構成要件の中に、犯罪組織のみが対象とか、市民団体などは対象外などという規定が含まれているのでしょうか。

共謀罪の条文の構造は図1のようになっています。上の3項目の構成要件があれば、下の刑罰が科せられるわけです。市民団体などは対象外という規定はどこにもありません。

では、構成要件の中の団体や組織の規定にそのような内容が含まれているのでしょうか。

共謀罪の対象とする団体や組織の規定は、組対法の規定そのまま、図2のようになっています。対象団体とは、①共同の目的を持つ、②二人以上の、③継続的結合体で、④目的を実現する行為が a. 指揮命令に基づき、b. 任務分担に従って、c. 一体として行動する“組織”によって反復実行

されるものということになっています。ここにも、犯罪組織、つまり例えば“経済的利益のためにもっぱら違法な活動を行う団体”に対象を限定する規定はどこにもありません。

それどころか、団体の規定の中の“共同の目的”ではそれが違法である必要はありません。また、共謀の内容が団体の目的と関連する必要も、犯罪を実行する予定の組織が団体の目的を実行している組織と同一である必要もありません。

つまり、この構成要件の構造は、犯罪組織がその目的を達成するために行う犯罪計画を取り締ま

図1、共謀罪の条文構造

— 犯罪構成要件 —

長期4年以上の刑を定める犯罪について (注1)	団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの	遂行を共謀（合意ということ）した者は (注2)
----------------------------	-----------------------------------	----------------------------



— 刑罰 —

刑期：原則は懲役・禁錮2年以下、死刑・無期・長期10年超の犯罪の共謀は懲役・禁錮5年以下	ただし犯罪実行前に自首した時は刑を減免
--	---------------------

(注1)：罪種数合計：617-7・26院内集会段階

(注2)：準備行為=合意を促進する行為（顕示行為）は不必要

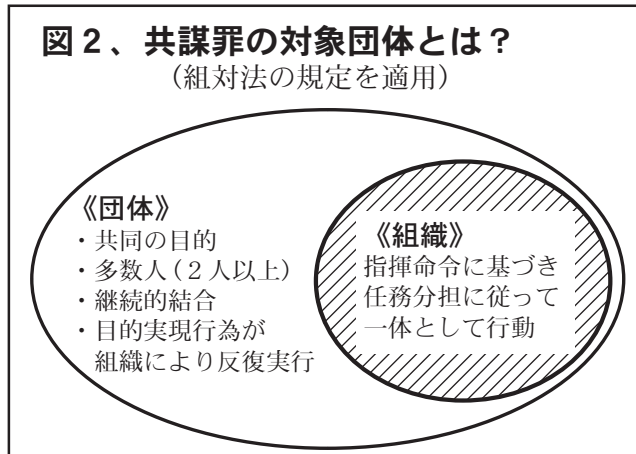
るのではなく、合法的な目的を持つ労働組合や市民団体がたまたま違法な行為を行おうと話し合ったケースを摘発することを目的にしていることを示しているのです。

居酒屋での意気投合は 対象外というのはウソ

法務省は、「漠然とした相談や居酒屋で意気投合した程度」では共謀罪は成立しないなどと批判の打ち消しに躍起となっています。03年4月23日の衆議院外務委員会で、河村法務省大臣官房審議官は、①居酒屋の意気投合では「団体の活動として」など「組織性の要件」を満たしていないこと、②「酔余の座興的な発言」では「現実的危険性」が存在しないこと、を理由に共謀罪は成立しないと答弁しました。

しかし第一に、この答弁は、居酒屋での意気投合でも逆に「組織性の要件」が満たされれば共謀罪が成立することを意味します。

具体的に考えてみましょう。



居酒屋でたまたま、隣のテーブルの人と「あいつ生意気だからやっつけてやろう」と意気投合した場合。二人以上という条件は満たしますが、二人は共同の目的を持った団体とは言えません。

たまたま一緒に飲みに行った人の場合。酒を飲むという“共同の目的”はありますが、“継続的結合”ではないので団体とは言えません。

職場のいつも一緒に飲む同僚がたまたま行った居酒屋での場合。“継続的結合”はあっても、実行のための“組織”がありません。

しかし、職場の飲み会（共同の目的）などメンバーが固定されて何回か行われ（多数人の継続的結合）、あらかじめ決められた幹事役がいつも予約していた（目的を実現するための組織により反復実行）場合などでは対象団体となります。

構成要件の「団体の活動として」はクリアしたので、次に「組織により」が問題になります。単に「気に入らないからぶん殴ってやろうか」では組織的とは言えなくても、「体格がいいから最初にぶん殴るのはお前」とか「俺は後ろから」などと盛り上がれば、冗談でも「指揮命令に基づき、任務分担に従って、一体として行動」ということで、“ぶん殴るための組織により”という「組織性の要件」を満たしてしまいます。

このように人間関係と会話内容によっては、居酒屋で意気投合しただけでも適用されかねないの

が共謀罪なのです。

以上は“団体としての共謀”を前提とした限定的想定です。“団体としての遂行”の共謀が要件なら、全ケースで適用の可能性もあります。

第二に、今年7月12日の衆院法務委員会の審議で政府は、話し合いをして最後にこれはやめようとなっても「いったん共謀が成立していれば成立する」と明言していることが重要です。

つまり、「現実的危険性」とは会話内容がある程度具体的でなければならないにすぎず、実際に犯罪が実行される可能性や危険性は必要ないと言うのです。「殴ってやろうか」だけでは成立しなくても、「明日会社で会ったらぶん殴ってやる」なら成立するということなのです。

このように、市民の会話をその言葉尻をとらえて犯罪にしようというのが共謀罪です。結局それは、違法なことは考えるのも許さないということであり、政府の非道と悪法に抗して闘う思想そのものの取り締まりを目的としているのです。

【資料】

*犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(案) 第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。……

第六条の次に次の一条を加える。

(組織的な犯罪の共謀)

第六条の二 次の各号に掲げる罪に当たる行為で、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者は、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

一 死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪 五年以下の懲役又は禁錮

二 長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められている罪 二年以下の懲役又は禁錮

2 前項各号に掲げる罪に当たる行為で、第三条第二項に規定する目的で行われるものの遂行を共謀した者も、前項と同様とする。

*組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

第二条(定義) この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であって、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織(指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。)により反復して行われるものをいう。

第2章

「組織性の要件」口実に 市民団体への適用隠蔽

政府・法務省は、共謀罪には「厳格な組織性の要件がかけられているから心配ない」と、共謀罪の対象が犯罪組織に限定されているかのようなイメージを作り出すことに必死です。

しかし、それが実行されれば共謀罪の対象犯罪とされる行為について合意した場合、合意の主体が犯罪組織に関係する者か、市民団体などに関係する者かで共謀罪の適用に違いがあるのでしょうか。共謀罪の条文および政府の国会答弁を詳細に検討すると、共謀罪の対象が犯罪組織に限られないだけでなく、市民団体への適用を否定する「厳格な要件」も存在しないことは明らかです。それどころか共謀罪の構成要件は、あえて言えば市民団体などへの恣意的な適用を狙ったとしか考えられない構造を持っているのです。

共謀の主体も目的も限定 されない共謀罪構成要件

共謀罪の対象が何かということは、共謀の主体が何かということです。まず、この点について、共謀罪の構成要件をみてみましょう。

共謀罪の構成要件は、(1) 長期4年以上の刑を定める犯罪について、(2) 団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの、(3) 遂行(実行)を共謀(合意)した者、と3項目からなっています。これを整理すると図3のようになります。

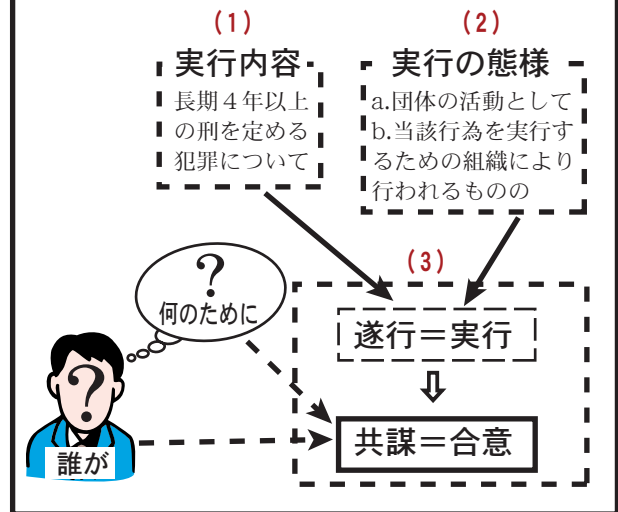
まず、共謀罪が対象とする行為は、図3の通り“(遂行の) 共謀=合意”です。「話し合いや合意も行為だから思想を罰するわけではない」などと主張する人がいます。しかし、共謀罪が問題とするのは話し合いという行為自体ではなく、ある行為の実行についての合意という人の意思内容であ

り、それは思想そのものなのです。

そして、その共謀の対象である“遂行(実行)”行為の内容として“長期4年以上の…犯罪”の要件(1)が定められ、その“遂行(実行)”の態様としてa.「団体の活動として」とb.「組織により」の要件(2)が定められているというのが構成要件の構造です。

この構造の大きな特徴は、共謀を直接限定する要件が何一つ規定されていないことです。“誰が”という共謀の主体についても、“何のために”という共謀の目的についても何も規定されていま

図3、共謀罪の要件の構造



せん。ただ、実行の内容と態様の要件によって間接的に限定されているにすぎません。つまり、共謀の主体が犯罪組織の関係者であろうと市民団体の関係者であろうと共謀罪適用において何の違いもありません。団体の構成員である必要もありません。もちろん団体とまったく無関係な者が「団体の活動として」の実行を共謀することはできませんが、例えばある企業の経理課員と税理士が税金を減らそうと話し合えば社員ではない税理士も“脱税の共謀”とされる可能性があるのです。

また、共謀の目的も限定されていませんから、それが団体の本来の目的と関連する必要もありません。合法的な目的を持つ市民団体だからという言い訳は通りません。

さらに、合意が団体の正式な意思決定である必要もありません。目的も構成員の範囲も不明確で

公式の意思決定機関を持たない市民団体でも、正式な意思決定の場ではない定例会などでの話し合いでも共謀罪の対象とするために、あえて何も規定していないと言わざるをえません。

「共謀する団体は正当な市民団体でないから適用」

共謀罪の構成要件に市民団体などへの適用を否定する直接の根拠規定がないことは以上のとおり明らかです。

また、7月12日の衆院法務委員会の審議において、公明党の漆原議員は、「この法律の団体には、犯罪性のない株式会社、市民団体、サークル、労働組合などの組織犯罪集団でないものも含まれる」と述べ、政府はそれを否定しませんでした。団体の定義も歯止めとはならないのです。そもそも、共謀罪もそれを含む組対法にも、「犯罪組織」の意味が定義されていませんから、犯罪組織と市民団体を区別することは原理的に不可能です。

そこで政府が目をつけたのが「団体として」という遂行の態様を示す要件です。

では、合意の内容が「市民団体の活動として」行われる行為である場合と「犯罪組織の活動として」行われる行為の場合で違いがあるでしょうか。犯罪を行うのは犯罪組織だけではありません。時には、市民団体や会

社、労働組合も「団体の活動として」犯罪を行うことがあります。したがって当然、その実行前に合意することもあります。また、犯罪組織のメンバーであっても、犯罪組織の活動とは別に犯罪を実行することがあり、その行為の前の合意もあるでしょう。前者は「団体の活動として」という要件に適合しますが、後者は適合しません。「団体

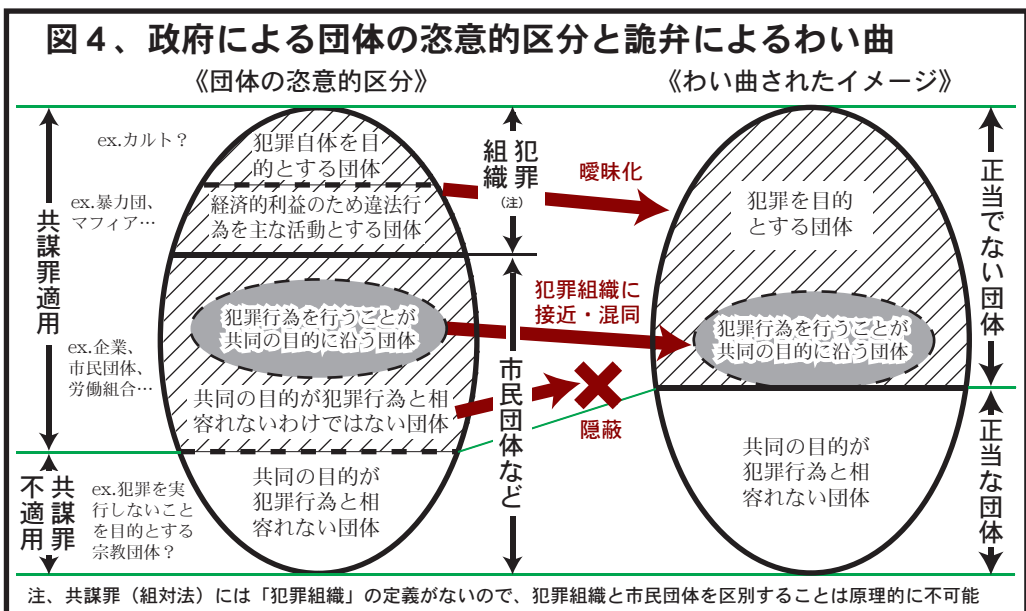
の活動として」という要件に犯罪組織と市民団体などを区別する機能はありません。

しかし、それでは「厳格な組織性の要件がかけられているから心配ない」というウソは貫けません。そこで、政府が行ったのは、詭弁を駆使して市民団体などについて恣意的な区別をつけることなのです。(図4参照)

前記漆原議員の質問に対して、答弁に立った大林政府参考人は「団体が有している共同の目的が犯罪行為と相容れないような正当な団体」の場合は「共同の目的を有する団体として意思決定したとは言えないから」適用しないと逃げました。また、大林参考人は「犯罪行為を行うことが共同の目的に沿う」団体で「内部に犯罪実行部隊を持つ」団体には適用するとも述べています。

政府の詭弁の手口は次のようなものです。

第1に、「ある行為が団体の目的と相容れない場合、その行為は団体としての活動とは言えないのでは」というそれなりに根拠のある論理を出発点に、“個別の一般化”と“主語の転換”という



詭弁手法で、ある行為を犯罪一般に、主語を団体にすりかえ、「共同の目的が犯罪行為と相容れない団体」(a) という奇妙な団体概念をデッチあげたのです。犯罪行為の摘発で目的が実現不可能になるのではないことに注意してください。「犯罪行為と相容れない目的」とは何でしょう。通常、市民団体などの目的は犯罪行為とは無関係に定め

共謀罪ってなに？

られており、犯罪行為と相容れないわけではあり
ません。

例えば、料理研究サークルがその機関誌によく
知られたキャラクターを無断でコピーした場合、
この行為はサークルが団体として著作権法違反を
犯したことになりますが、それで料理研究という
団体の目的の実現が困難になったり不可能になる
でしょうか。

第2に、「相容れない」団体が共謀罪の適用対
象でないとするれば、適用対象となるのは「共同の
目的が犯罪行為と相容れないわけではない団体」
(b)のはずです。しかし、政府は“対義語のすり
替え”という詭弁手法で、それを「犯罪行為を
行うことが共同の目的に沿う団体」(b')という概
念に縮小しました。このことで、文芸サークルな
どその目的が“犯罪行為”とはまったく無関係な
団体(b1)の存在を隠蔽して、それが共謀罪の適
用対象ではないかのような錯覚を生み出し、政府
などと対立する可能性のある政治的、社会的テー
マを目的とする団体(b2)のみが問題であるかの
ようにすり替えました。

第3に、これらの詭弁を「犯罪行為が目的に沿
う」とか「内部に犯罪実行部隊」などと「犯罪」
という言葉でシンボル操作し、「相容れない団体」
(a)のみが「正当な市民団体」であると決めつけ、
「目的に沿う団体」(b)に切り縮められた「相容
れないわけではない団体」(b)を非正当的な市民
団体と非難しました。

そして第4に、「犯罪」を論理の出発点とする
ことで、「犯罪行為を行うことが目的に沿う」団
体という概念を「犯罪行為を行うことが目的」と
あいまいに規定した犯罪組織という概念に接近・
混同させ、正当的ではない市民団体≒犯罪組織の
ように描き上げることで共謀罪の適用を正当化し
たのです。

しかし、「犯罪行為を行うことが目的に沿う団
体」(b)は犯罪組織ではありません。

具体例で考えてみましょう。

マンション建設反対の住民組織が、着工のため
の資材搬入を防ぐために座り込みの実行を話し合

いで決めたとします(共謀)。座り込みはマンシ
ョン建設反対という団体の目的に沿うものでしょ
う(団体として)。事故を防ぐために現場での指
揮や連絡などの役割分担を決めれば、それが座り
込みのための組織です(実行するための組織によ
り)。座り込みが威力業務妨害など共謀罪の対象
犯罪と見なされれば、住民組織は「犯罪行為(座
り込み)を行うことが共同の目的に沿う」団体で
あり、内部に「犯罪(座り込み)実行部隊を持つ」
団体として、政府答弁によれば共謀罪は適用され
ます。労働組合などのケースでも同じでしょう。

結局、“市民団体がその目的の実現のために決
めた行為が、日常生活のあらゆる局面に関係する
600以上の共謀罪対象犯罪に抵触すると警察に
判断された場合、その合意だけで共謀罪を適用さ
れるのではないか”という当然の危惧に対し、政
府はそれを逆転させ、共謀をするような団体は「正
当な」市民団体などではないとして共謀罪を適用
することを明言したのです。

なお、「組織により」「犯罪実行部隊を持つ」と
いう要件は、合意した行為が組織的に行われるこ
とを必要とするだけで、団体の中に独立した「犯
罪組織」が存在するというものではありませんか
ら、そもそも市民団体などへの適用の歯止めとは
なりません。

以上のことは、政府の言う「厳格な組織性の要
件」が共謀罪の市民団体などへの適用の歯止めと
はならないことを示しています。政府は、“反戦
や人権など、時に法律の枠を踏み越えても人には
守るべき大切なものがある”、“悪法には従っては
ならない”という思想とそれによって活動する市
民団体などに対して“犯罪行為が目的に沿う”と
いう言葉で犯罪組織のように描き上げて市民の敵
意をあおり、それ以外の市民団体などと分断して
共謀罪に対する当然の危惧と反対を解体し、まと
めて共謀罪の対象にしようとしているのです。



第3章

犯罪の概念変え全市民 脅し政府への屈服迫る

これまで、共謀罪の構成要件（共謀罪を適用するための条件）にいわゆる犯罪組織と市民団体などを区別する規定がまったく存在しないことを明らかにしました。

次いで、7月12日の政府答弁が、市民団体を共謀しない「正当な市民団体」と共謀する「正当でない市民団体」に分け、後者に対して共謀罪を適用すると明言したことを暴露しました。

しかし、法案の厳密な分析のみでは共謀罪の本質を明らかにすることはできません。現在、警察庁は、“あらゆる法律を駆使して犯罪者を摘発する”と、必ずしも違法とは言えない限界ケースでの摘発を増やしています。運動のビラを配布しただけで建造物侵入を口実に逮捕されるという状況です。たとえ有罪にならなくても、逮捕の脅しで市民の抵抗を事前抑制することが共謀罪の目的なものですから、共謀の疑いだけでの逮捕が激増するでしょう。

そこで次に法案の分析を離れて、共謀罪適用の具体的ケースを想定し、日本の法体系と矛盾する共謀罪の導入が近代刑法の原則と犯罪概念そのものを変質させかねない点を考えていきます。

犯罪者だから犯罪を行うはず

刑法の中には、発生した結果によって罪が異なるものがあります。

例えば通常、人を傷つけば傷害罪に問われます。したがって、人を傷つけようと共謀すれば、傷害罪は15年以下ですから、その共謀の罪は5年以下の懲役か禁錮となります。

しかし、暴行を加えても傷害に至らなかった場合は暴行罪で2年以下ですから、その共謀は罪になりません。

共謀罪ってなに？

合意した段階でまだ結果も発生しないのに、それが暴行にとどまるか、傷害になるか、どのように決めるのでしょうか。結局、「徹底的に」と言ったから傷害罪などと、合意の際の一言半句をとらえて判断するしかありません。こんなあいまいな根拠で罪を決めるのは、罪刑法定主義の原則の否定です。

あるいは、これまでの生活態度が良いからせいぜい暴行の共謀だろう、傷害の犯罪歴を持つから今度の共謀も傷害だろうとなるかもしれません。誰が話したかで罪が決まるわけで、法の前の平等もまったく無意味です。

このように強引な共謀罪適用の背景には、犯罪を実行した者を犯罪者とするのではなく、犯罪を人間の性向ととらえ、犯罪性向のある人間は何もしなくても犯罪者であり、いつか必ず犯罪を行うからその前に隔離・抹殺しなければならないという、犯罪の概念についての全面転換があるのです。

すでに刑事裁判ではそれに近い認定が行われています。和歌山カレーえん罪事件では、以前に保険金殺人を計画していたから無差別殺人もやったはずと、直接証拠もなく、事件の性格もまったく異なるのに有罪を認定しました。共謀罪はそうした傾向をいつそう促進するでしょう。

犯罪を行う意思がなくても 犯罪者に：しかたなく共謀

これまで市民団体について検討してきました。しかし、多くの団体は市民団体のような合意による意思決定というシステムをとっていません。上から一方的に命令が下りてくるのです。

例えば、暴力団が銀行強盗を計画した時に参加希望者を募ったりするのでしょうか。幹部が出てきて、お前は運転手とか、一方的に命令するだけでしょ。それで、下っ端が自分の意志と関係なく銀行強盗計画に組み込まれ、何もしなくても強盗の共謀罪を犯したことになるのです。

まだ暴力団の場合は、参加する時に将来の犯罪実行を覚悟していたかもしれません。しかし、一般企業などの場合はどうでしょう。幹部が粉飾決

共謀罪ってなに？

算を決めれば、ある日突然、経理課員が有無を問わず帳簿のねつ造を命じられます。その場で拒否すれば共謀罪にはならなくとも、業務命令違反とされるかもしれません。あとでやっぱりできないと辞職しても共謀の罪は消えません。共謀罪が通れば、労働者は業務命令が600以上の犯罪に抵触しないかいつも確かめ、いつでも辞職届を用意していなければなりません。

「うん」と言ったのが 運の尽き：うっかり共謀

共謀罪の大きな特徴の一つは、いったん共謀したら撤回しても罪は消えないということです。

ある人が、よく聞かずに何気なく「うん」と言った時に、相手が「あいつ、ぶん殴ってやろう」などと共謀罪対象犯罪の計画について言っていたら、その時点で共謀罪成立してしまいます。よく聞いていなかったからと言って撤回しても罪は消えません。

求職活動にも共謀の 危険：なりゆきで共謀

就職説明会に行ったら実は詐欺企業だった、というケースも考えられます。怖い顔の男ばかりで詐欺などとは言えず、一緒に「金儲けするぞー」などと氣勢を上げて帰ってきます。そして家から電話で就職を断っても「金儲けするぞー」の段階で詐欺の共謀が成立し、あとは自首するか、時効までびくびく暮らすしかありません。

計画を立てるのも 危険：間違っ共謀

計画を立てたら違法ということが分かったので撤回した。こんな場合でも共謀罪は成立します。

後援会で公選法をよく知らない立候補者が投票依頼行動を要請し手みやげを持って回ろうとなりましたが、後から責任者が多数人買収になるからと中止させた。商品を輸入しようとしたら輸入禁制品だった。こうした場合、事前に実行の合意が行われています。「違法とは知らなかった」というのは言い訳になりませんから、いずれも共謀罪

に問われる可能性が強いです。

いくら注意しても、運が悪ければ避けられないのが共謀罪です。

自首も早い者勝ち

共謀罪の救済手段は自首だけです。しかも、それは最初の一人だけです。

自分の意志に反して共謀してしまった。そこで自首してみたら、すでに相手が自首していた。相手の自首した時点で警察は共謀について知りますから、その後の出頭は自首にはならないというのが法の決まりです。

二人が組めば共謀罪 デッチあげは超簡単

日本の刑事手続きには、共犯者2人の証言があればそれだけで有罪判決を出しても良いという判例があります。

宗教団体など真剣な活動の団体ほど、意見対立から人間関係が険悪化する可能性が避けられません。恨みを持つ退会者が二人で組んで、「〇〇会は半年前、こんな共謀をした」と警察に駆け込んだら、その会の残りのメンバーがどれほど否定しても無力です。当事者の言葉は証拠になりませんし、半年前に話した内容など正確に覚えている人もおらず、会話内容を証明する証拠もないでしょう。結局、二人が共犯者証人として法廷で証言すれば、有罪ということになります。

それを防ぐためには、会合は録音して保存しておくとか、つねに対策をとるしかありません。

いつも相手の発言を警戒し、共謀を強制されないかびくびくし、つねに言いがかりに対する対策をとっていなければならない、そんな人間不信と人間関係破壊の社会を生み出すのが共謀罪です。市民を個に分断し、共感と連帯を破壊し、政府権力に対する批判と抵抗の力を奪い取ることが、共謀罪導入の狙いなのです。

共謀罪を絶対に導入させてはなりません。



第4章

いかなる修正も共謀罪の危険性を減じない

10月6日付の公明新聞によると、5日に行われた公明党と創価学会の連絡協議会で、「漆原良夫広報委員長が、(共謀罪について)『あくまでも組織的犯罪集団を対象とするもの』と説明。その上で(1)適用は組織的な犯罪集団に限ることを法文上明確にする(2)客観的に分かる準備行為を必要とするものの二つの修正を考えている」と述べました。漆原氏は、公明党の法務部会長で衆議院法務委員会の理事を務める人物であり、この方向で修正論議が進む可能性は高いでしょう。

確かに、共謀罪の適用が厳密に「組織的な犯罪集団」に限定されれば、法案の性格はかなり変わります。しかし、本当にそのような根本的な修正を公明党は考えているのでしょうか。あるいは、そのような根本的修正で共謀罪の危険性は減じるのでしょうか。

修正案の内容は公表されていませんが、政府は超短期間での国会通過を予定しているので、公表されてから批判したのでは間に合いません。そこで、7月12日に行われた漆原議員と政府担当者との質疑をもとに、予想される修正案が果たして共謀罪の危険性を減じることになるのかを、検討してみます。

共謀する団体は「組織的犯罪集団」とみなす

すでに、12日の政府答弁の内容は、拙稿で検討済みですので、その結論だけを再度確認すれば次のようになります。

① 共謀罪の「団体」の定義には、犯罪性のない株式会社、市民団体、サークル、労働組合などが含まれることを政府は認めました。

② その上で、政府は、市民団体などを「共同

の目的が犯罪行為と相容れない正当な団体」とそれ以外に分け、前記の団体には適用しないが、それ以外には適用すると明言しました。

③ 適用される団体について、政府は「犯罪行為を行うことが共同の目的に沿う団体」なるものにねじ曲げて規定しました。この団体は犯罪性のない市民団体などですが、政府は意図的にこのような団体をいわゆる「犯罪を目的とする団体」と混同・同一視することで、これへの共謀罪適用を正当化し、“適用するのは犯罪組織のみ”と強弁したのです。

いかなる団体も犯罪を目的としてある行為を行うわけではありません。団体の目的を実現するためある行為を行った場合に、それが政府により合法あるいは違法とされます。

たとえばマンション建設反対の住民団体が、資材搬入を阻止するために座り込んだ場合に、それが実際に資材搬入という業務を妨害すれば威力業務妨害とされ、摘発される可能性が出てきます。

このようなケースでは、威力業務妨害という犯罪行為(座り込み)は、団体(住民団体)の共同の目的(マンション建設反対)に相容れないわけではありませんから、住民団体は共謀罪適用を免れる正当な団体とは言えません。したがって、政府答弁によっても、この住民団体が座り込みを行うことを合意した段階で共謀罪が適用されます。

ただし、適用にあたっては“住民団体は「正当な市民団体」とは言えないから、市民団体に適用したわけではない”と、政府は説明しようとしているのです。

以上のような政府答弁を踏まえて、漆原氏は、共謀罪が、「あくまでも組織的犯罪集団を対象とするもの」と述べています。そこで、公明党の修正案の前提には、「団体の目的実現のために行う行為が犯罪とされる団体」→「犯罪行為を行うことが共同の目的に沿う団体」→「正当」ではない団体→共謀罪適用団体→「組織的犯罪集団」という論理が存在していることとなります。

その上で、「適用は組織的犯罪集団に限ることを法文上明確にする」といっても、それは以上の

共謀罪ってなに？

ような展開を法文に明記するにすぎず、せいぜい、「正当」ではない団体は「組織犯罪集団」と同じようなもの」というこれまでの政府見解を一步進めて、「正当」ではない団体は「組織犯罪集団」とみなす」という内容を何らかの形で法文に反映させるというにすぎません。

市民団体などに共謀罪が適用された時に、現在の条文のままでは「正当な団体とは言えないから適用した」と言われるのが、修正後は「市民団体に仮装した組織的犯罪集団に適用した」と言われるのです。

「組織的犯罪集団」 の法的定義は困難

では、共謀罪の適用対象を厳密に「組織的犯罪集団」に限定するというような“根本的”修正が行われるとしたら、共謀罪の危険性はどうなるでしょう。

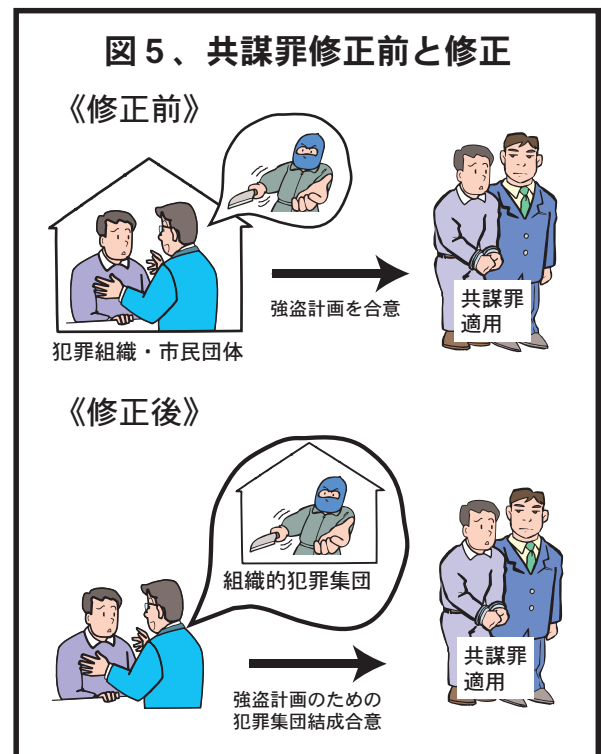
共謀罪推進派の村上泰弁護士は、9月25日に放映されたNHKの番組の中で、「組織的犯罪集団」を法的に定義することの立法技術的困難さを認め、市民団体に適用するかしないかは取り締まり当局の運用にまかせるしかないという趣旨の発言をしています。

このことは、あらためて「組織的犯罪集団」の定義を定めてそれに対象を限定するという修正の困難さを示しています。仮にそれが可能としても、定義の妥当性の検討が必要であり、組織犯罪の取り締まりを目的とする組対法と「組織的犯罪集団」を取り締まる法案とは性格も大きく異なるため、共謀罪はいったん取り下げるべきです。

全市民対象の「組織的 犯罪集団」結成罪へ

ただ、もう一つのやり方があります。

例えば、条文の「団体として」の部分で、「当該行為を目的とする団体として」と修正すればどうでしょう。確かに、この修正でも共謀罪の規制対象は「組織的犯罪集団」に限定されるということになるでしょう。



私は、これまで共謀罪を批判するにあたって、市民団体にしても、「組織的犯罪集団」にしても既存の団体を前提にしてきました。これは、「団体」の定義における「継続的結合体」に着目し、条文の「団体として」が「共謀した」にかかるか「遂行」にかかるかにかかわらず、「共謀」の段階ですでに「団体」が存在していることを必要とすると考えるものです。これまでの国連越境組織犯罪防止条約の討論・締結の過程もそれを示しています。

しかし、すでに共謀罪の条文の分析で明らかにしたように、「団体として」は「遂行」にかかり「共謀」自体には何の限定もつきませんので、「団体」も「組織」もただ合意内容の中に架空の存在としてあるだけで十分なのです。既存の団体である必要はありません。

さて、前記修正による「当該行為（犯罪行為）を目的とする団体」とはいつ登場するのでしょうか。実は、このような団体は“共謀（合意）”によって初めて登場するのです。そして、団体の定義における継続性は、共謀の時から実行予定の時まで計画の中に継続的に存在していれば良いとも考えられます。（図5参照）

例えば、次のような例が考えられます。

ある飲み屋で、刑務所で知り合いだったAとB

が偶然出会って、銀行強盗を行おうと意気投合したとします。その中で、いつ、どこを襲うかを詳細に計画し、Aは襲う銀行の調査、Bは逃走用の車の手配など任務分担を決めました。これまで私は、このようなケースではAとBの関係は、共謀段階での「継続的結合体」とは言えないから共謀罪の適用対象ではないと考えてきました。

しかし、前記の修正に従えば、AとBが合意した段階で銀行強盗を目的とする団体（組織的犯罪集団）が結成されたこととなります。共謀ですから「共同の目的」「多数人」の要件は当然満たします。AとBの関係は強盗実行の日まで継続することが予定されていますから、「継続的結合体」という要件も満たすこととなります。任務配置を決めることで「当該行為を実行するための組織」も同時に作られたことになり、AとBは意気投合した段階で完全に共謀罪の対象となってしまいます。

これは実に危険なものと言わなければなりません。

例えば、マンション建設反対の住民団体の中で、メンバーの中のCとDがどうしても許せないと他の者に相談せずに座り込みを決めたとします。CとDは、威力業務妨害を目的とする「組織的犯罪集団」を結成したとして、合意の段階で共謀罪の対象となるでしょう。住民団体の他のメンバーが薄々気づいていながら明確に反対しなければ、黙示の共謀によりCとDの「組織的犯罪集団」の一員として摘発される可能性が出てきます。住民団体のメンバーでないものが座り込みを精神的・物質的に応援しようとしても同じです。

また、まだ何の団体にも入っていない人が、近くにマンションが建設されると困るから座り込みでもして反対しようと友人と具体的な計画の話をするれば、まだ住民団体をつくる前から共謀罪の対象とされる可能性も出てきます。

結局、既存の団体が市民団体であろうとなかろうとそれとは無関係に、既存の団体の範囲を超えて、あるいは団体が存在しなくても共謀罪適用の範囲は制限もなく広がっていくのです。

このように「組織的犯罪集団」へ限定するという根本的修正は、実は共謀罪を無限定の「組織的犯罪集団」結成罪のようなものに変質させ、無制限の適用を可能とする、より危険なものとなりかねません。

修正案がいかなる内容であろうと共謀罪の危険性はいささかも減じるものではありません。共謀罪の廃案のために全力を尽くしましょう。

